

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：32704

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24700250

研究課題名(和文) ソーシャルメディア利用における「実名」とアイデンティティの再定義

研究課題名(英文) Re-Definition of "Real Name" and Identity on Social Media

研究代表者

折田 明子 (ORITA, Akiko)

関東学院大学・人間共生学部・准教授

研究者番号：20338239

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：第一に「実名」の定義は国や地域により異なることが分かった。第二に若年層はソーシャルメディア利用において実名を利用する意向があることが見えてきた。第三に、実名を含めた本人確認は、利用者本人の死という場面において必要となることがわかり、仮名による利用の際にどのように死亡者を確認するのかという課題が残った。第四に、実名を含めた情報開示コントロールの実効性について実証分析を行った結果、現状では実効的なコントロールはなされていないことが見えてきた。最後に、旧姓使用者および事実婚者を対象に調査を行った結果、本名とは必ずしも戸籍名ではなく、社会的文脈におけるふさわしい名前が該当する場があることが分かった。

研究成果の概要(英文)：This project examined following five points; 1) The definition of "real name" varies regarding nations and regions. 2) The young generation become using real name rather than pseudonyms on social media. 3) Identification by real name is necessary especially for deceased users. 4) According to the questionnaire and examination, most users are using services without enough understanding of system and properties. 5) According to the web questionnaire on dual-name users who use both family name and birth (maiden) name, "real name" not always means legal name, but sometimes means socially proper name; for example, use husband's name instead of her birth - legal name in familial situation.

研究分野：情報社会学

キーワード：名前 アイデンティティ プライバシー ソーシャルメディア

1. 研究開始当初の背景

研究開始の時期、日本人のソーシャルメディア利用には、積極的な情報発信、実名の秘匿(匿名性)そして20-30代の利用者の約9割がモバイルで利用しているという特徴があった。インターネットの利用目的において「個人のホームページ・ブログの閲覧」が上位4位(42.5%)に挙げられているように(平成22年度情報通信白書)個人によって発信された情報が閲覧に足る存在になっている。2011年の東日本大震災の際にも、ソーシャルメディアは一般のメディアに続く情報源として活用されている(平成23年度情報通信白書)。このことは、必ずしも実名でなくとも情報の信頼性がある程度確保されていることを示唆している。

一方、ソーシャルメディアは、利用者がインターネット上で情報を受信・発信し、人間関係を介して共有するサービスであり、グローバルに展開されている。米国発のサービスであるFacebookは実世界の人間関係をオンラインに移し、相手との相互信頼を確保するために実名の開示を利用者に求めているが、就職活動等においてプライベートな情報が検索され、不利を被るといったプライバシーの問題も発生している。また、ソーシャルメディアが提供する従来の人間関係ネットワークと、実名の登録無しに利用できるTwitterなどの匿名性の組み合わせが、アラブ諸国で発生した革命において有効な連携手段の一つとなった。

このように、インターネット利用は必ずしも匿名によるものとは言えなくなり、むしろ実名・仮名・匿名の名乗りを使い分けたり組み合わせたりする段階に入っている状況と考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、IDと利用者が提供する情報に着目し、ソーシャルメディアの安全な利用に向けて「実名」とアイデンティティの再定義を試みることを目的とする。

具体的には、ソーシャルメディアの主なサービスを対象に、(a)サービス提供者 (b)利用者 (c)制度という観点から、以下の4つを明らかにする。

- (1) インターネット上の「実名」の定義は何かをどう定義しているのか。
- (2) 「実名」という要件に求められているものは何か。
- (3) 上記の要件を保証するためには、従来の「実名」以外にどのような方法があるのか。
- (4) グローバルサービスにおいて、国ごとの共通点および相違点は何か。

3. 研究の方法

本研究は、(1)先行研究および事例研究によって「事実」を明らかにする部分と、(2)実証分析やインタビューによって「意識」を

明らかにする部分、という二つの柱に沿って推進する。

先行研究に関しては、関連学会の論文や書籍の他、ソーシャルメディアに関するデータや報告書を対象とした。

実証分析に関しては、関連する会議やワークショップにおけるインタビューの他、Webを利用したアンケート調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 実名の多様性

そもそも、「実名」の定義は国や地域によって多様であった。各国のアイデンティティと身元確認、本人確認の制度についての調査および関連研究の調査の結果から、身元確認および本人確認、そして社会的信用を担保するという意味での「実名」は、国によって異なることが明らかになった。実名は必ずしも氏・名で構成されるものではなく、氏を持たなかったり(マレーシアなど)、父の名+(息子・娘を表す接尾語)で構成される「父称」を名乗ったり(スラブ系、アラブ系など)、複数の姓を持ったり(ラテン系など)と、多様な構成を持っていた。また、名前についての自己決定権も異なっていた。たとえば、日本では戸籍名を変えるには裁判所の許可が必要だが、本人と証人による証言によって氏名を変更できたり(米国)、第一姓を自分で選んだり(スペイン、ポルトガルなど)することができた。

また、実名には、

(A) 個人を特定し識別する

(B) 文化・慣習を象徴する

という役割があり、それらが区別されたり混同されたりしている状況も見えてきた。

(2) 利用状況：若年層の実名志向

2013年以降、複数回にわたって大学生を対象にソーシャルメディア利用における名乗り、実名利用およびプライバシー意識についてアンケート調査を実施した。その結果、サービスの利用目的は主に友達との連絡手段であり、かつ3割前後の回答者が日常的に実名をインターネット上で開示している傾向が見えてきた。TwitterとLINEといったサービスの違いによって、若干の傾向の違いはあるものの、自らに関してさまざまな情報を提供していることも見えてきた。

研究開始時には、インターネット利用の多くは匿名あるいは仮名によってなされることを前提にしていたが、活発にソーシャルメディアを利用している若年層はむしろ実名によって日常生活の人間関係のコミュニケーションをオンラインで行っていることが見えてきた。

(3) 本人確認と実名：利用者の死

前節で述べた実名の役割の一つ、「(A)個人を特定し識別する」に関して、本人確認が厳格に求められる場面の一つとして、利用者の

死亡時の扱いに着目した。現状のサービスについて調査した結果、日本発のサービスでは死後の情報利用やプライバシーに関する規定は見当たらない一方で米国のサービスでは以下のように定められているサービスが存在することが分かった。

- ・ Facebook : 利用者の死亡を証明書の送付によって確認した上で、関係者(家族や相続人)が、ページを保存し追悼モードにするか消去するかを選ぶことができる。
- ・ Twitter : 関係者(家族や相続人)の申し出によって利用者の死亡を証明書の送付によって確認した上で、アカウントを削除する。
- ・ Google : 生前に利用者本人が情報の扱いを決められる手段を提供している。これによれば、一定期間のアクセスがなければ、事前に決めておいた相手にデータアクセス権を渡すか、あるいはデータを消去するかになる。

しかし、上記においては、利用者本人の死亡を証明しなければならず、本名以外の名前で利用していた場合にどのように本人を確認するのかという問題が残る。また、全てのサービスに対して本人を確認できる情報を提供するのも現実ではない。利用者の死亡と身元確認については、別の研究テーマとして継続することとした。

(4) 情報開示コントロールの実効性

ソーシャルメディアには、本名や性別、生年月日といった本人に関する情報のほか、自らの投稿、位置情報といった多様な情報が提供される。これらの情報の何を・誰に対して開示するかは、利用者はサービス毎に設定が可能である。実名を含め、本人を特定できる情報についてどこまでコントロールができるのか、2013年に大学生を対象にアンケートによる調査と実験を行い、その結果を2014年の間に関連研究のレビューと併せて分析した。

その結果、大学生の利用者達は、自ら個人情報扱いについて意識はしており、開示する情報を把握してはいるものの、具体的なサービスでの設定方法についてはほとんど理解していないことが明らかになった。すなわち、自分では「公開しない」つもりだったが、実は公開されている、という状況が発生しているということである。この結果は、一見回答者たちの学習不足と読むこともできるが、サービス側の設定方法やアイコン、利用規約を見直すと、利用者がサービス毎に一つ一つ学ばねば理解できないものとなっていた。複数のサービスを日常的に利用する状況において、こみいった設定を理解するコストはあまりにも高い。自らの情報の開示の有無を実効的にコントロールするためには、サービス提供側もある程度共通した形で同意を取る仕組みを整備すべきということが見えてきた。

(5) 身分登録上の実名と社会文脈上の実名
2015年12月には、現行の法制度が選択的夫婦別姓を認めないことについて最高裁が「違憲ではない」と判断を下した。この判決に至るまでの間、各マスメディアは旧姓使用あるいは事実婚によって夫婦が別の姓を使う事例を多く取り上げ、また制度についても解説した。夫婦別姓は、まさに「身分登録上」の名前と「呼称」の名前を区別して検討すべき事項でありながら、それらが一般には混同されているという問題がある。戸籍上夫婦それぞれ生来の姓を登録することを可能にしようというのが法改正の意図であり、現在の旧姓使用は呼称にすぎず、身元確認に用いることができないのが問題とされていた。人間関係においてその都度戸籍を確認するとは考えづらく、むしろ人間関係において同姓を通称として名乗り、証明が必要なときには登録上の生来の姓を使うという事例もみられた。

実生活およびソーシャルメディア上にて、旧姓使用あるいは事実婚という形で複数の姓を名乗り分けている男女を対象にWeb調査を行った結果、制度上本名とみなされる戸籍名が生来の姓である事実婚夫婦でさえ、社会慣習に従い配偶者の姓を通称として日常生活並びにソーシャルメディアにおいて名乗っていることが明らかになった。また、旧姓を併記できるFacebookでは旧姓併記の割合は少なく、むしろ旧姓使用者は旧姓のみを載せていた。若年層は友人だけでなく仕事関係者ともFacebookでコミュニケーションをはかっている傾向があり、双方の姓を載せる必要が見込まれる一方で、異なるアイデンティティを意図せず混同しなければならないという意味で、プライバシーが侵害される可能性も示唆された。なお、本名の定義には、特に旧姓使用者は旧姓を含めており、社会生活上ふさわしい名前としての本名とは、必ずしも(日本における)戸籍名とは限らないことが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

折田明子 " ソーシャルメディアにおける信用形成とプライバシー " 計測と制御 Vol.55 No.1, pp.47-52, 2016 査読なし DOI:10.11499/sicej1.55.47

折田明子 " ソーシャルメディア利用における実効性のあるプライバシーのコントロール " 情報社会学会誌 Vol.10 No.1, pp.5-14, 2015 査読あり

折田明子 " インターネット上の名前・アイデンティティ・プライバシー " 情報管理 57(2), pp.90-98, 2014 査読なし DOI:10.1241/johokanri.57.90

折田明子 “特集：プライバシーを守った IT サービスの提供技術 8. オンラインサービスと匿名性” 情報処理,54(11),1147-1151,2013 査読なし

〔学会発表〕(計 8 件)

折田明子(2017) ネットサービス利用時の実名と旧姓使用. 経営情報学会 2017 年春季全国研究発表大会 (2017.3.9-10 於 法政大学(東京都千代田区))

折田明子 (2017) ソーシャルメディア利用における旧姓の名乗り分け 情報処理学会 EIP75 研究報告 No.10 (2017.2.17 於 佛教大学二条キャンパス (京都府京都市))

Orita, A. (2015) Privacy on Social Media "From cradle to grave" JPAIS/JASMIN International Meeting 2015 (Dec.13, Fort Worth Convention Center, TX, USA)

折田明子(2015) 本名だけども見られたくない?~大学生の SNS 利用と名乗り. 情報処理学会 EIP69 研究報告 No.13 (2015.09.03 於倉敷市芸文館 (岡山県倉敷市))

折田明子 (2015) ソーシャルメディアと旧姓使用. 経営情報学会 2015 年春季全国研究発表大会 (於日本大学生産工学部 5月30日・31日 (千葉県習志野市))

西井竜士・田代光・松岡省吾・柴崎洋輔・折田明子(2014) ソーシャルメディアにおいてユーザーに個人情報保護をどう理解させるか. 情報社会学会 2014 年度年次研究発表大会 WIP セッション(2014.5.24 於慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス (神奈川県藤沢市))

折田明子(2013)利用者死亡時のソーシャルメディアにおけるプライバシーの扱いに求められる要件. 経営情報学会 2013 年秋季全国研究発表大会 予稿集 (J-STAGE)(2013.10.26-27 於流通科学大学 (兵庫県神戸市))

折田明子 (2013) 日常生活で利用する SNS でみられる名乗りについて. 情報処理学会 DPS156/GN89/EIP61 研究報告 No.26(2013.9.11-13 於金沢工業大学(石川県野々市))

〔図書〕(計 1 件)

折田明子 「第9章：インターネット上で名乗る名前とプライバシー」公文俊平・大橋正和編著『情報社会のソーシャルデザイン:情報社会学概論 II』NTT 出版, 2014 年 11 月 pp.217-235

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
<http://www.ako-lab.net/>
<http://www.twitter.com/oritako/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

折田 明子 (ORITA, Akiko)
関東学院大学・人間共生学部・准教授
研究者番号：20338239

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()